

2013年合格目標 1年コース [スタンダード] 渋谷校
無料公開セミナー&講座説明会
『司法書士の魅力と新たな可能性』

担当講師 司法書士 土屋 武大

1. 資格・士業とは？司法書士とは？

(1) 資格を取得する意味

(2) なぜ士業が必要なのか？

『依頼者に不足している専門的知識や経験や時間を補充して、依頼者のニーズに応じたサービスを提供し、その対価として報酬を受ける』

(3) 司法書士の主な業務

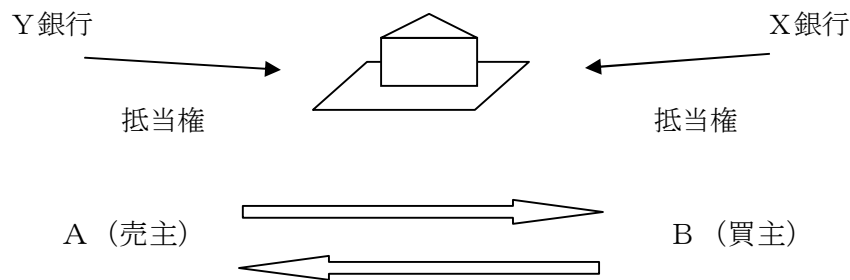
- ① 不動産登記に関する業務
- ② 商業登記に関する業務
- ③ 裁判書類作成関係業務
- ④ 簡裁訴訟代理等関係業務
- ⑤ 成年後見に関する業務
- ⑥ 供託に関する業務
- ⑦ 相談業務

2. 司法書士業務の実例

(1) 不動産登記に関する業務

『立会い』とは？

たとえば、不動産の売買に際して必要となる、売主（前所有者）のローン返済にともなう抵当権抹消、売主（前所有者）から買主（新所有者）への所有権移転、買主（新所有者）へのローンにともなう抵当権設定等について、司法書士は当事者の代理人として決済に立会い、真正な登記を実現することにより、その不動産取引を安全なかたちで完成させる役割を担っている。



(2) 商業登記に関する業務

株式会社等の会社は、その商号、本店、資本金、役員等の法定事項を登記簿に記録して公示することが法律上義務づけられている。これにより、商業登記制度は取引主体としてのその会社の信用を保持し、また取引そのものの安全を保護する役割を担っている。

『企業法務のコンサルタント』

⇒コンプライアンス（法令遵守）の重要性

<具体例>

- ・会社（株式・合同・合名・合資）、各種法人、組合等の設立
- ・増資、役員変更、商号変更、目的変更、本店移転
- ・合併、会社分割、株式交換、株式移転、解散、清算終了
- ・株主総会招集、開催の指導
- ・各種議事録等の作成

(3) 裁判書類作成関係業務・簡裁訴訟代理等関係業務

①裁判書類作成関係業務とは？

②簡裁訴訟代理等関係業務とは？

- ・簡易裁判所での様々な手続についての代理
- ・裁判外での和解の代理や相談

※なお、これらの簡裁訴訟代理等関係業務は、いずれも、請求額が簡易裁判所の事物管轄（140万円）を限度とする民事紛争において、法務大臣が指定した研修を修了し、認定を受けた司法書士が行うことができる。

(4) 成年後見に関する業務

成年後見制度は精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人（**成年後見人**）を付けてもらう制度である。

この成年後見制度の担い手として司法書士は専門の機関（成年後見センター・リガルサポート）を立ち上げ、**高齢者や障害者の財産管理**を通じて**権利擁護**に取り組んでいる。

3. 司法書士の報酬

司法書士が業務を行ったときに受ける報酬については、各**司法書士が自由に定めること**になっている。自由といっても、会則では、司法書士の報酬は、その額や算定方法・諸費用を明示し、依頼者との合意によって決定することとされている。

4. 司法書士資格取得後の選択肢

- (1) 単独事務所開業
- (2) 共同事務所開業もしくは参加
- (3) 司法書士法人設立もしくは加入（社員・使用人）
- (4) 他士業との合同事務所設立もしくは参加
- (5) 一般企業への就職（企業内法務部、金融機関、不動産会社など）

5. 開業後の事件の受託

- (1) 金融機関
- (2) 不動産業者
- (3) 税理士・公認会計士、弁護士、土地家屋調査士、行政書士等の他士業
- (4) 依頼者本人（個人、企業）等

6. 司法書士の現状と未来、その魅力

『司法書士は可能性を秘めた資格』

表 題 部（主である建物の表示）		調製	平成12年4月13日		不動産番号	1234567890123	
所在図番号	余白						
所 在	東多摩市栄町二丁目30番地9					余白	
家 屋 番 号	30番9					余白	
①種 類	② 構 造		③床 面 積		原 因 及 び そ の 日 付〔登記の日付〕		
居 宅	木造瓦葺2階建		1階	68	75	平成12年4月6日新築 〔平成12年4月13日〕	
			2階	47	13		
所 有 者	新宿区西新宿一丁目10番1号 牧 田 俊 一						

権 利 部（ 甲 区 ）（ 所 有 権 に 関 す る 事 項 ）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	【権 利 者 そ の 他 の 事 項】
1	所有権保存	平成12年4月28日 第1600号	所有者 新宿区西新宿一丁目10番1号 牧 田 俊 一
2	所有権移転	平成13年3月15日 第1200号	原因 平成13年3月15日売買 所有者 渋谷区桜丘町31番15号 株 式 会 社 田 山 不 動 産
3	所有権移転	平成17年6月1日 第3400号	原因 平成17年6月1日売買 所有者 東多摩市栄町二丁目30番地9 若 林 太 郎

権 利 部（ 乙 区 ）（ 所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項 ）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	【権 利 者 そ の 他 の 事 項】
1	抵当権設定	平成17年6月1日 第3401号	原因 平成17年6月1日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金3,000万円 利息 年3・0%（年365日日割計算） 損害金 年14%（年365日日割計算） 債務者 東多摩市栄町二丁目30番地9 若 林 太 郎 抵当権者 千代田区三崎町一丁目3番9号 株式会社あすか銀行 （取扱店 水道橋支店） 共同担保 目録(あ)第100号

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

履歴事項全部証明書

東京都南北区江戸町一丁目5番地

株式会社東京商事

会社法人等番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇

商 号	株式会社東京商事	
本 店	東京都南北区江戸町一丁目5番地	
公告をする方法	<u>官報に掲載してする</u>	
	日本経済新聞に掲載してする	平成〇年〇月〇日変更
		平成〇年〇月〇日登記
会社成立の年月日	昭和62年4月1日	
目 的	1. 不動産の売買、賃貸借及び仲介斡旋 2. 損害保険代理業 3. 前各号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第 136条の規定により平成 18年5月1日登記	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する	
役員に関する事項	<u>取締役 東京太郎</u>	平成〇年〇月〇日就任
		平成〇年〇月〇日登記
	取締役 東京太郎	平成〇年〇月〇日重任
		平成〇年〇月〇日登記
	<u>取締役 加藤次郎</u>	平成〇年〇月〇日就任
		平成〇年〇月〇日登記
	取締役 加藤次郎	平成〇年〇月〇日重任
		平成〇年〇月〇日登記

整理番号

〇〇〇〇〇

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1 / 2

東京都南北区江戸町一丁目 5 番地
株式会社東京商事
会社法人等番号 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇〇

	<u>取締役 佐藤花子</u> 取締役 佐藤花子	平成〇年〇月〇日就任
		平成〇年〇月〇日登記
		平成〇年〇月〇日重任
		平成〇年〇月〇日登記
	<u>東京都〇〇区〇〇町〇番〇号</u> <u>代表取締役 東京太郎</u> 東京都〇〇区〇〇町〇番〇号 代表取締役 東京太郎	平成〇年〇月〇日就任
		平成〇年〇月〇日登記
		平成〇年〇月〇日重任
		平成〇年〇月〇日登記
	会計参与 川崎三郎 (書類等備置場所) 東京都〇〇〇番〇号	平成〇年〇月〇日就任
		平成〇年〇月〇日登記
	<u>監査役 田中三郎</u> 監査役 田中三郎	平成〇年〇月〇日就任
		平成〇年〇月〇日登記
		平成〇年〇月〇日重任
		平成〇年〇月〇日登記
支 店	1 大阪市〇〇区〇〇町〇番〇号	
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社 平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記	
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社 平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記	
会計参与設置会社 に関する事項	会計参与設置会社 平成〇年〇月〇日設定 平成〇年〇月〇日登記	
登記記録に関する 事項	平成〇年〇月〇日横浜市東西区一丁目 1 番 1 号から本店移転 平成〇年〇月〇日登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

平成〇年〇月〇日
〇〇法務局 〇〇出張所

登記官 法務 太郎 